

令和8年度 監査計画

1 区政の状況と監査

出生数の大幅な減少、気候変動による風水害の激甚化、首都直下地震発生リスクの高まりなど、区を取り巻く社会環境は著しく変化しており、区政にも、様々な今日的・中長期的課題が山積している。

このような中、区は、No.1 実現プラン 2028 に掲げた「ウェルビーイング戦略」、「クリエイティブ戦略」、「トランスフォーメーション戦略」の3つの戦略を分野横断的に展開していくことで、新たな基本構想の将来像「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」が実現されたまちの姿を具体化していくとともに、多様な文化がはぐくまれ、新たな魅力が創り出される「創造都市 (Creative City)」として、新しい時代にふさわしい板橋区の未来をデザインしながら、「東京で一番住みたくなるまち」の実現に取り組むとしている。

そこで、今年度の監査は、山積する様々な行政課題に対し、区が、法令等に適合した手続のもと、限られた経営資源を経済的、効率的に活用し、効果的に事務事業を展開しているかを主眼とし、厳正に実施する。

2 監査等の種別及び方針

(1) 定期監査

- ① 財務に関する事務の執行について、当該事務事業の目的に従い、経済的、効率的、効果的に執行されているかなどの観点から、各課、各事業所等を対象に監査を実施する。
- ② 特に詳細な分析が必要と考えられる事業については、テーマを選定し、重点調査を実施する。
- ③ 直近の定期監査において、問題点や課題事項が確認されたなど、リスクがあると認められる場合には、必要に応じ、監査対象とする。
- ④ 直近の定期監査における指摘・指導事項について、提出された措置状況・措置結果報告どおりに実施されているか検証をする。
- ⑤ 令和5年度に実施した行政監査において検討・改善を求めた事項のうち、令和7年度までに措置結果通知の提出があった事項について、提出された措置結果通知どおり処理されているか検証する。
- ⑥ 令和7年度以前に実施した重点調査において、継続して対応状況等を確認する必要があると認められた事項について、改善状況を検証する。

(2) 行政監査

区の事務事業の執行について、その経済性、効率性、有効性などの観点から、次のテーマにより実施する。

「都市基盤 DX 事業について」

(3) 工事監査

区が発注する工事が、適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、工事施工計画書のとおり行われているかを主眼に、財務・技術の両面を通じて、起工書、工事請負契約書などの書類審査を行い、当該工事現場を実査する。

なお、技術面を中心とした事前調査については、必要に応じ技術士による調査を行い、その報告書を監査資料に加えて監査を実施する。

監査を実施する工事は次のとおり。

第1回目 板橋公園再整備工事

第2回目 区営南常盤台住宅改築工事

(4) 財産監査

公有財産、物品、債権の取得、管理及び処分は、法令等に従い、適正に行われているか、基金の管理、運用等は、確実かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

(5) 特定項目監査

区政の今日的な課題等を対象にテーマを設定し、財務的見地から組織を横断する形での問題点の整理を主眼として、次のテーマにより実施する。

「施設保守点検委託における点検報告書の確認と対応について」

(6) 財政援助団体等監査

財政的援助を与えている団体、出資団体において、当該財政援助、出資団体の管理に関する出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施する。

(7) 指定管理者監査

指定管理者による公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行が、区との協定に基づいて適正に行われているか、区民サービス向上への取組が行われているかを主眼に監査を実施する。

(8) 例月出納検査

会計管理者の所管する各会計、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況につ

いて、関係諸帳簿、証拠書類との照合審査を行う。

(9) 決算審査及び基金運用状況審査

- ① 各会計歳入歳出決算の計数について、決算調書等を基にして審査する。
- ② 予算の執行状況については、関係職員からの説明及び資料提出を求めて審査する。
- ③ 公有財産、物品、債権については、台帳及び関係諸帳簿・証書類等と照合審査する。
- ④ 基金については、計数の確認を行うとともに、基金が設置の目的に従い、適正かつ効率的に運用されているかについて、帳簿、台帳及び証書類を照合審査する。

上記の審査に基づき、財政分析、資金運用、款別執行状況及び財産の管理状況などについて意見を付する。

(10) 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の算定は正確か、また、その基礎となる事項を記載した書類が適正なものかを審査し、意見を付する。

3 監査等年間計画

月	財 務 監 査	行政監査	工事監査
4	・ 財産監査 4月23日		
5	・ 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局監査 5月7日・8日・11日		
6	・ 資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部監査 6月24日・25日・26日		
7	・ 決算審査 7月10日・13日・14日・15日・16日	7月6日・7日・8日	
8	・ 健全化判断比率審査 8月17日		
9	・ 財政援助団体等監査 9月1日・2日・3日・4日・7日・8日・9日・10日		
10	・ 指定管理者監査 10月8日・9日・13日・21日		
11	・ 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局監査 11月9日・11日・12日 ・ 区立小学校・中学校監査 11月16日・17日・19日・20日		
12	・ 子ども家庭部（保育園・児童館を含む）監査 12月16日・17日・18日・21日		
1	・ 教育委員会事務局監査 1月8日・13日 ・ 健康生きがい部及び福祉部監査 1月14日・15日・18日 ・ 特定項目監査 1月28日		第1回 1月25日
2			第2回 2月4日
4月30日・5月29日・6月30日・7月31日 (例月出納検査) 8月25日・9月30日・10月30日・11月30日 12月25日・1月28日・2月26日・3月29日			
令和8年度監査予定日数(含む例月出納検査)		58日	